

在日外国人の母子保健の現状と対策に関する研究

— 当面する諸問題に対する援助・支援のあり方について —

吉岡 毅¹⁾, 中村 安秀²⁾, 大島 静子³⁾, 中村 靖彦⁴⁾
加藤 耕一⁵⁾, 李 節子⁶⁾, 野田 明子⁷⁾, 斉藤 剛⁸⁾

要約:

我々は在日外国人の母子保健の現状について、種々の面から調査検討した結果、その対策について大要次のような提言を行なうものである。

1) 在日外国人の大部分を占める法的に問題のないいわゆる登録外国人の母子保健の現状は、日本人と比較して大差はないようであるが、行政上なお情報伝達その他の点で改善すべき点が少なくない。とくに夫婦とも外国生まれで来日後まもなく妊娠・分娩を経験し、日本語理解も不十分なものと、外国で分娩するものは、外国人母子保健の対策の重点対象とすべきである。

2) 我々の行なった妊娠・出産の実態調査の結果、不法滞在者の医療の問題点がかなり明らかになったが、その根本的原因は国の基本政策に関わるものであり、問題の解決は容易ではない。しかし、少数ではあるが民間組織（NGO）で自主的な支援活動がなされており、徐々にではあるが、地域での連帯が形成されつつある。今後行政がそれを支援するというかたちでの前進を望むものである。

見出し語: 在日外国人、母子保健、現状、援助・支援

I. 研究目的

わが国に在住する外国人の急激な増加につれて、種々の問題が生じているが、我々は母子保健の現状から、その問題点に対する援助・支援

のあり方を検討した。

II. 研究方法

従来、在日外国人の母子保健に関する研究は殆どなかった。しかし、1990年以後しだい

-
- 1) 新宿区衛生部、2) 東京都母子保健サービスセンター、3) 外国人労働者と手をつなぐ千葉の会、4) 新宿区医師会、5) 新宿区医師会産婦人科医会、6) 東京女子医大看護短期大学
7) 8) 新宿区新宿保健所

に学会、専門誌のなかで取り上げられるようになった。

調査研究の方法については表1のようなアプローチが考えられる。

表1 調査研究の方法論と問題点 (中村安秀)

調査研究方法	利 点	欠 点	備 考
行政的 アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・全数的な把握が可能 ・結果を行政施策と結びつけ安い 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域により出身国や階層が異なる ・不法滞在者の協力が得られにくい ・多くの言語で質問する必要を生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー権に特別の配慮
医療機関からの アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・医療面での正確なデータが入手可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や診療所ごとに出身国や階層が異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師患者関係をそこなわない配慮
NGOにおける アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・改善策のパイロット的な実施も可能 ・協力関係が作りやすい ・言語面で通訳などの協力を得やすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・NGOごとに出身国や階層が異なる(しかし一定のバイアス) ・対象範囲が狭い 	
体当たりの アプローチ		<ul style="list-style-type: none"> ・対象を抽出する際にバイアスが大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・インタビュー形式に適している

IV. 考 察

外国移民の歴史の長い欧米に比べ、わが国では法的な整備のに遅れもさることながら、地域社会の受け皿も未熟である。外国人登録者数は、1990年末現在、全国で1,075,317人であり、その多くは大都市に生活している。東京都は現在213,056人(全国の19.8%)もの外国人が登録されており、なお年々増加の一途をたどっている。1991年の増加率は前年比13.4%に達している。

23区内の住民基本台帳人口のうち、外国人の占める率は約2.2%だが、5%を越す区が3区(港、新宿、豊島)、2%を越す区は12区にのぼる。国籍別では韓国・朝鮮、中国、アメリカ合衆国、フィリピンの4カ国で全体の約85%を占めている。

このような状況に対応して、東京都、特別区とも外国人対策担当課や相談コーナーの設置、外国人のための案内、表示、待遇の改善、案内書やパンフレット類の作成等に努めているが、以下、法的問題の有無の立場から、外国人対策を考えてみよう。

1) 法的問題のない外国人に対する母子保健行政の推進

母子保健法その他諸制度は、日本人でもややこしい点があり、ましてや外国人ではしかりである。先に述べたようなリスクの高いグループに対しては、とくに行政の窓口で親切なきめの細かい対応に心掛けなければならない。

保健所の健診時アンケート中、「行政に対する要望」記入欄には、情報提供の強化を求めるものが多かった。表2はその記入状況で行政に

対する要望のうち、情報強化の要望がきわだつて多く63.8%に達していた。表に示されるように、英語版にとくに要望が多く寄せられていた。中国語版、ハングル版に要望が少なかったのは行政側の調査ということで警戒心が働いたためかも知れない。要望の内容は以下列挙するものにすべて含まれている。

(1) 情報サービスの具体的内容

以下のようなものが当面早急に実施、あるいは検討する必要がある。すでに一部実施している自治体もある。

①外国語の文書、パンフレット類の提供 (英語、中国語、ハングル語)

- a. 外国語の医療機関名簿——外国語の通用する医療機関、救急医療機関等
- b. 外国語版の母子健康手帳、母親学級テキスト、健康読本等
- c. 行政側からの各種の通知、広報類に外国語の併記(予防接種、健診通知等わかりやすく)

②外国語による母子保健に関する講習等

例えば英語での母親学級、妊婦健診、栄養指導、電話相談等(外国語ボランティアの協力を得る方法もある)

(2) その他

①保健・医療スタッフにたいする講習

外国語の勉強だけでなく、在日外国人の文化的背景を考慮した広い視野での講習会

人種、生活習慣、食習慣、宗教、医療費、医療制度、家族構成、職業、在日の滞在資格等

②乳幼児健診の未来所者のフォロー(但し、プライバシーに十分配慮のこと)

③健診、検査、予防接種等に当たっては、

我々の行なった研究方法は行政的アプローチと医療機関からのアプローチの二法である。

Ⅲ. 研究結果

在日外国人の母子保健の現状についてはすでに報告済みなので、できるだけ重複を避け、ここでは母子の保健・医療が当面している諸問題に対する援助・支援のあり方につき総括的に述べることにする。

1) 保健所乳幼児健診時のアンケート調査から

法的に問題のない在日外国人の母子保健一わが国在住の全登録外国人の約3分の2は永住資格を持っている。これらの人々は第2次大戦の終結にともなって、日本国籍を失った朝鮮半島及び台湾出身の外国人とその二世、三世の人々である。これらの人々は殆ど日本人と同様の生活を営み完全に同化している。このことは私どもが行なった特別区23区の「保健所に於ける乳幼児健診時アンケート調査結果」（平成3年度本研究班報告書所載）でも明かである。

しかし、法的に問題のない登録外国人であっても強力な援助・支援を必要としているグループがある。すなはち、「夫婦とも外国生まれで、来日後間もなく妊娠・分娩を経験し、日本語理解も不十分な人たち」それと「自分の国に帰ってお産をする人たち（里帰り分娩）」は母子保健サービスを受ける機会が少なく、母子保健対策の重点対象とすべきである。

それとこのような対象者にあつては妊娠中からの母子保健行動、例えば妊婦定期健診の受診、母子健康手帳交付、保険加入等と出生後の子供の健診受診率、予防接種、母乳哺育との相関が有意に認められるので妊娠早期からの濃厚な母

子保健サービスの重要性を強調したい。

なお、保健所における乳幼児健診の外国人の受診率は、新宿保健所の1988年1年間の実績では3~4ヶ月健診が87%、三歳児健診80%で日本人とほぼ同率であったが、注意したいのは未来所者の大部分が両親とも外国人であるという点である。外国人未来所者の追跡は困難であるがハイリスクグループであることは間違いない。

2) 産婦人科医療機関の受診状況調査から

法的に問題のある外国人の母子保健一我々の行なった新宿区内医療機関における「外国人の婦人科疾患と妊娠・分娩の実態調査」（平成2年度本研究班報告書所載）の結果は受診者の国籍別分布と登録者国籍別分布の著しい隔たりから、非登録者が極めて多いことが明らかにされた。そして以下の問題事項は非登録者、不法滞在外国人の母子保健問題なのである。すなはち、①婦人科疾患としてSTD（性行為感染症）の多いこと ②妊婦の定期健診の低受診率 ③異常妊娠、異常分娩の高率「とくに104例の分娩中、3例の飛び込み分娩は極めて異例」④医療機関で最も困った問題の第1位は言葉、第2位は生活習慣に関すること、第3位は保険未加入（医療費問題）となっている。保険に入っていないため、みすみす治療が中断してしまう例が少なくない。

以上在日外国人一それも若いタイ、フィリピン女性の婦人科疾患、妊娠・分娩の実態を通してきわめて危険な状況に置かれていることが察知できた。まさに氷山の一角というべきであろう。速やかな対応が求められる

表2 行政機関に対する要望欄記入状況

アンケートの種類	記入者の主要国籍	A 回収数	B 記入数		C 情報に関する要望数	
			B/A %		C/B %	
日本語版	韓、朝、中、台	268	24	9.0	12	50.0
英語版	米、英、比、仏	72	16	22.2	16	100.0
中国語版	中、台	52	4	7.7	1	25.0
ハングル版	韓、朝	38	3	7.9	1	33.3
合計		430	47	10.9	30	63.8

－保健所における外国人乳幼児検診時アンケート調査より－

2) 法的に問題のある外国人に対する援助・支援

外国人登録証を持ち、さらに国民健康保険や社会保険に加入している外国人の場合は、母子保健法その他諸制度は日本人の場合とまったく同様に適用されると考えてよいが、不法滞在者及び短期間の旅行者は保険に加入していないものが殆どなので法の適用が難しい。

確かな数は不明だが、現在少なくとも15万人以上の不法滞在者がいると推定されている(法務省) 不法に滞在している外国人は法的にはいずれ国外退去処分となるのであろうが、

医療に関する問題、とくに妊娠・分娩については緊急を要する場合も多いため、保健医療に関わるものとしては、母子の健康状況を最優先に考えるべきである。

実際に、これらのグループに保健医療上の問題が集約されている。健診通知は届かず、病気になっても医療費が払えず、健康保険に加入できず、低賃金で過酷な労働に従事しているケースが多い。母子保健と関わりを持つケースは圧倒的にホステスなどしている女性が日本で出産する事例が多い。これらの対応は現行法のたてまえからいって、行政上には限界がある。

①外国人医療に対する国、自治体の動き

1990年7月、厚生省は一部自治体で法の拡大解釈で運用されていた不法滞在者に対する生活保護をいっさい認めないとした。これ以降不法滞在者の救急医療は厳しい状況となった。

しかし、その後厚生省も外国人の国保加入について「一年以上の滞在が見込まれる外国人」等の基準が、窓口の市町村に十分理解されないとして徹底をはかるとか、外国人就労者の事業主に健康保険加入の指導を行なうなど国レベルでの配慮を行なっている。

また、自治体においても限られた条件のもとで対応に努めている。例えば、東京都は入管への通報義務をつけずに民間施設「HELP」に補助金を交付しているが、これなどは従来の殻を破った画期的措置といえよう。

②民間の動き

生活に困窮、あるいは病気等で苦しんでいる外国人（とくに法的に問題を抱えている）に対し、最近民間の援助・救済活動が活発になってきている。前述の「HELP」を初めとして数多くの民間組織（NGO）があるが、とくに医療的援助、相談活動を積極的に行なっているものにAMDA（アジア医師連絡協議会）ANSA（アジア看護協会）TILL（栃木・インターナショナル・ライフ・ライン）等がある。

因に、AMDA国際医療情報センターが平成3年4月～10月に受けた電話相談638件の状況をみると、相談者の国籍は50カ国に及びその相談内容は下記のごとくでやはり言葉の問題が最多である。

・言葉のわかる医師の紹介 461(72.3%)

・医療制度関係	77(12.1%)
・金銭問題(医療費)	65(10.2%)
・トラブル相談	26(4.1%)
・その他	9(1.4%)

数は少ないが、個人的に外国人の医療相談・診療を献身的に行なっている診療所もある。国際化が進むにつれて、外国人の医療に取り組む医師が増えるであろう。また、そうでなくてはならない。

外国人の保健医療は法的な位置づけ（入管法によるビザの種類）、出身国による言語や習慣の違い、結婚相手（日本人か外国人か）による違いなどにより対応が異なる場合があり、行政だけでは十分な対応が期待できない。

このような外国人への対応は基本的には民間組織（NGO）の自主的な支援活動を主軸とし、これを行政がサポートするという形が望ましいと考える。他の先進諸国においても多くは民間組織の協力の下で保健医療サービスが提供されている現状である。

なお、生命に関わる緊急医療対策については、外国人の医療保険の設置、あるいは基金、例えば国際交流福祉基金とでもいうべきものの創設等を考慮すべきではなからうか。

文献

- 1) 法務省入国管理局資料
- 2) 外国人登録法
- 3) 住友真佐美：妊娠、出産、育児に関する諸制度の適用について 周産期医学20(12) 1807-1810、1990
- 4) 李 節子他：あるフィリピン人女性の妊娠、

出産をめぐる実態とその周辺

周産期医学20(12)60-64、1990

5) 吉岡 毅他：在日外国人の母子保健の現状
と対策に関する研究—新宿区における現状から

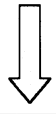
平成元年度研究報告書、247-262

6) 吉岡 毅他：在日外国人の母子保健の現状
と対策に関する研究—婦人科疾患と妊娠・分娩

平成2年度研究報告書、413-422

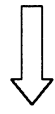
7) 丸山他：外国人妊産婦への保健指導

周産期医学22(1)60-63、1992



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:

我々は在日外国人の母子保健の現状について、種々の面から調査検討した結果、その対策について大要次のような提言を行なうものである。

1) 在日外国人の大部分を占める法的に問題のないいわゆる登録外国人の母子保健の現状は、日本人と比較して大差はないようであるが、行政上なお情報伝達その他の点で改善すべき点が少なくない。とくに夫婦とも外国生まれで来日後まもなく妊娠・分娩を経験し、日本語理解も不十分なものと、外国で分娩するものは、外国人母子保健の対策の重点対象とすべきである。

2) 我々の行なった妊娠出産の実態調査の結果、不法滞在者の医療の問題点がかなり明らかになったが、その根本的原因は国の基本政策に関わるものであり、問題の解決は容易ではない。しかし、少数ではあるが民間組織(NGO)で自主的な支援活動がなされており、徐々にではあるが、地域での連帯が形成されつつある。今後行政がそれを支援するというかたちでの前進を望むものである。